

生涯学習まちづくり推進講座
豊かな知識や優れた技能を持ち公募により登録された市民と市職員等が講

国では、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間(5月5日から11日まで)を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めています。
この機会に、子どもの健やかな成長を願い、私たちにできることを考えてみませんか。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
問い合わせ 子育て応援課子育て応援担当(1階⑥番窓口)



「こどもまんなか 児童福祉週間」を存じですか

問い合わせ 教育総務課教育総務担当

○1団体

児童生徒表彰

○山中由美子さん

○三宅弘子さん

○吉原廣子さん

○行成美知代さん

職員関係表彰

○吉原廣子さん

○三宅弘子さん

○山中由美子さん

日高市教育委員会表彰

教育等について他の模範となるべき功績のあった個人・団体を表彰するもので、令和6年度は21人、1団体が表彰されました。



問い合わせ 環境課廃棄物対策担当



お知らせ

ごみゼロの日・クリーン日高 市民運動および道路美化活動(春季)

市では5月25日(日)を「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動の日」とし、市内一斉に清掃活動を行います。

ごみゼロ運動は、快適な生活環境を維持するために、市内の各団体に協力いただき、地域全体の美化清掃を行うものです。

お住まいの地区や公園、河川、道路などの清掃活動を通じ、清潔感あふれるまちづくりを進めましょう。

なお、当日ご協力いただける団体を募集していますので、左記へご連絡ください。

ひだかインフォメーション
市役所へのご連絡は
☎042-989-2111 FAX042-989-2316
ホームページアドレス
https://www.city.hidaka.lg.jp/

下水道等使用料を改定します

人口減少や節水型機器の普及により、下水道使用料および農業集落排水施設使用料は減少傾向にあります。その反面、人件費や物価の上昇により、維持管理にかかる費用は増加しています。耐用年数を迎える施設の更新等に対応しつつ、今後も安定した下水道サービスを提供するため、下水道等使用料を改定します。

改定時期

○1段階目 令和7年9月検針分から
○2段階目 令和9年4月検針分から
※詳しくは、市ホームページ、今後全戸配布する「改定のお知らせ」をご覧ください。

問い合わせ

下水道課業務担当
☎042-989-2771



Jアラート 全国一斉情報伝達試験

国による全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用した全国一斉情報伝達試験が実施されます。

訓練当日は、市内65か所に設置してある防災行政無線(広報塔)から訓練放送が流れるほか、市ホームページ等に「緊急放送」として通知が出ます。実際の災害と間違えないよう、ご注意ください。

※災害の発生や気象状況などにより、中止になる場合があります。

期日 5月28日(水)予備日6月25日(水)

市民カメラマン 活動アルバム

市ホームページ内の「ひだか市民情報ひろば」にも市民カメラマン活動アルバムを掲載しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ひだか市民情報ひろば



師となり、皆さんの知りたいことや聞きたいこと等をお届けしています。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※メニューは、各公民館、市立図書館、生涯学習課にあります。
また、市民の皆さんの専門的な知識や経験を生かし、ボランティアとして活動する講師を募集しています。
申し込み 電話または直接左記へ
問い合わせ 生涯学習課生涯学習担当



ねんきん 二知識

保険年金課 国民年金・医療費担当

国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳になったら学生の皆さんも必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

しかし、学生本人の所得が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される制度「学生納付特例制度」があります。

対象

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)に在学する学生等で、本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額以下である人
○128万円+(扶養親族等の数×38万円)+社会保険料控除等

申請手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。希望する人は、毎年度申請が必要です。
※令和6年度に学生納付特例が承認された人で令和7年度も在学予定の人は、4月初めから5月中旬ごろまでに、はがき形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。申請の継続を希望する場合は、必要事項を記入の上、返送してください(学生証等の添付は不要)。

申請場所

下記担当または各出張所

保険料の追納

この特例が承認された期間は、10年以内であれば申し出により保険料を後から納めること(追納)ができます。就職等で収入が得られるようになったときには、将来の年金額を増やすためにも追納することをお勧めします。

持ち物

「マイナンバーカード」または「写真付きの本人確認ができるもの(運転免許証等)」と、学生証または在学証明書(原本)

問い合わせ

保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)



問い合わせ 保健相談センター保健相談担当
☎042-985-5122



暑さに負けない体をつくらう！
熱中症対策の一つに「暑熱順化」があります。本格的な暑さが来る前に、体を暑さに慣らしていくことです。暑さに慣れていないと熱中症になる危険が高くなるため、今の時期から運動や入浴などで汗をかくことで、体を暑さに慣れさせることが大切です。
数日から2週間程度かかりますので、余裕を持って備えましょう。
効果的な運動等
○屋外・ウォーキング、ジョギング、サイクリングなど
○屋内・筋トレ、ストレッチ、入浴など
※実施時は個人の体質・体調、その日の気温や室内環境に合わせて無理のない範囲で行いましょう。



くりっかーの可燃ごみレポート

各家庭から出された可燃ごみの速報値です

令和7年3月の可燃ごみ	昨年同月との比較
全体量	725.34 t - 0.79 t
処理費用	31,914,960 円 + 763,983 円
1人当たりの量	13.41 kg + 0.06 kg
1人当たりの処理費用	590 円 + 17 円

問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

まだ食べることができるのに捨てられてしまった食品、いわゆる「食品ロス」が世界中で問題となっています。消費期限などに注意して計画的に購入・消費し、食品ロス削減に取り組みましょう。

※数値は四捨五入しています。
※処理費用は、全体量に44,000円/tを乗じたものです。
※1人当たりは、当該月の総人口を基に算出しています。

